

仕 様 書 (案)

1 件 名

環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託

2 目的

「新宿区第三次環境基本計画（改定）」（以下、「現行計画」という。）の成果及び進捗を検証するとともに、環境に関する区民及び事業所の意識・実態を把握し、「新宿区第四次環境基本計画」の策定に資することを目的として、調査を実施する。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 業務内容

(1) 現状の把握・分析

現行計画における成果及び進捗を把握するため、現行計画における目標や指標、取組について、環境に関する国や都の動向や社会情勢に照らして過不足がないか、分析・評価を行う。特に地球温暖化対策及び脱炭素の取組における進捗を明らかとするために、オール東京 62 市区町村共同事業が算定する 2023 年度実績までの CO₂ 排出量や算定に関するデータに基づき、課題の整理を行う。

(2) 環境に関する区民及び事業所アンケート調査の実施

前号により把握した課題について、その理由や背景を明らかとするため、次のとおり、アンケート調査を実施し、調査者から意見を徴取すること。

なお、調査期間は約 3 週間とすること。

① 調査の対象、抽出方法及び設問数

	対象	抽出方法	設問数
区民	新宿区内在住（18 歳以上）1,800 人	住民基本台帳に基づき無作為抽出（抽出は区が実施）。	15 問程度
事業所	新宿区内の事業所 300 所	抽出方法及び条件を検討し、区と協議の上、株式会社東京商工リサーチが保有する企業情報等を元に、対象事業所の抽出を行うこと（地域や業態に偏りが出ないように、抽出方法及び条件を検討し、区と協議の上対象事業所の抽出を行うこと）。	22 問程度※

※事業所向け設問 22 問程度のうち 5 問程度については、区が指定する内容とすること。

② 調査項目・設問の検討、設計、提案

設問内容及び設問数について区と協議のうえ、調査の設計及び提案を行う。また、回答の回収率向上に向けた対応を行うこと。

③ 調査票類の作成、印刷

- ア 調査票をA4判（両面モノクロ）で日本語（ルビ付き）で作成、印刷する。なお、区民向けについては、日本語（ルビ付き）のほか、3か国語（英語、中国語、韓国語）を作成するものとし、電子データのみ納品する。
- イ 依頼状をA4判（両面モノクロ）で日本語（ルビ付き）で作成、印刷する。区民向けについては、日本語（ルビ付き）のほか、英語、中国語、韓国語を併記する。
- ウ 発送用封筒（角形2号）、返信用封筒（長形3号）を作成、印刷する。返信先は受託者とし、返信用封筒の表面に、調査の名称を印字する。
- エ 礼状兼督促はがきを作成する。（1回発送）

④ 宛名ラベルの貼付、調査票等の封入、封緘、発送

ア 宛名ラベルの貼付

- ・区民向けの宛名ラベルは区が印刷し、受託者が貼付する。事業者向けは、宛名ラベルの作成・貼付とも受託者が行う。

イ 調査票の封入・封緘・発送及び礼状兼督促はがきの発送

- ・調査票の封入・封緘・発送作業を行う。
- ・礼状兼督促はがきは、全調査対象に対し、回答期限前に1回郵送する。
- ・封筒代金、調査票及び礼状兼督促はがきの発送に係る郵便料、返送時の料金受取人払いに係る費用等、送付について必要な代金は受託者の負担とする。

⑤ インターネットによる回答

紙の調査票（回答は無記名）に加えて、パソコンやスマートフォン等を利用してインターネットによる回答もできるようにする。回答フォーム（日本語のみとし、外国語やルビ付き日本語への対応は行わない。）は区と協議のうえ作成するものとし、外部ネットワークからの不正接続やウイルス感染等がないよう最新のプログラムを適用させるなど、情報漏洩等の事故防止策を徹底すること。また、インターネットによる回答フォームの作成においては、以下の機能を備えること。

- ア 回答者が矛盾する回答を行った場合に、回答画面に注意表示を出す、または回答を不可能とするなど、矛盾する回答を防止すること。
- イ 回答者が途中で中断した場合に、途中までの入力結果を保存して、何度でも容易に回答を再開することができるようにすること。
- ウ 同一回答者が複数回、回答ができないよう、インターネットからの回答ができるのは1回のみとすること。
- エ 同一回答者が紙の調査票とインターネット回答両方に回答した場合、重複した集計とならないようにすること。
- オ セキュリティ対策のため、最新のSSL暗号化通信等を用いること。

⑥ 調査票の回収

- ア 調査票は郵送による回収及びインターネット回答とする。郵送料、封筒代金、インターネット環境の整備等に必要な経費は受託者の負担とする。
- イ 調査票の開封やデータ入力等は受託者が行う。また、調査票に対する問い合わせは

受託者が対応すること。

ウ インターネットの回答期限は、紙の調査票の発送日から回答締切までとすること。

エ 区から送付された調査票は、調査終了後、受託者の負担により区へ返還すること。

(3) アンケート調査の集計、分析及び評価

次のア～ウの作業について、区と協議のうえ行う。また、ア～ウから読み取ることができる傾向と課題や対応策、また、新宿区第四次環境基本計画の策定につながる内容について、受託者の専門的見地より分析及び評価すること。

ア ローデータ

各回答者の回答内容を電子データ（Excel 形式）でまとめて、区に提出すること。

イ 単純集計

ウ クロス集計

(4) 調査報告書の作成・印刷製本

アンケート調査の結果に基づき、調査報告書を作成する。調査報告書は必要に応じグラフや図表を使用し、内容が分かりやすいものにする。また、調査報告書データについては、PDF形式で保存したデータも提出すること。

報告書種類	調査報告書(本編)	概要版
作成部数	100 部	150 部
規格	A 4 判。1 色	A 4 判。1 色
ページ数	最大 80 ページ程度 (区民向け・事業所向け合計)	最大 20 ページ程度 (区民向け・事業所向け合計)

5 納入場所

新宿区指定の場所

6 スケジュール概要

(1) 調査時期

令和 8 年 1 0 月頃（予定）

(2) 環境審議会

アンケート案の審議 令和 8 年 7 ～ 9 月頃

調査報告書の審議 令和 9 年 1 月頃

7 帰属

本業務による成果品、資料、データ等の著作権・著作権はすべて区に帰属する。

8 支払い

契約代金は、全ての委託業務の履行が完了し検査に合格した後、受託者からの請求に基づき一括して支払う。

9 遵守事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用い、十分な人員体制により、新宿区と密に連絡を取りながら的確かつ迅速に対応できるよう誠実に履行すること。
- (2) 本業務履行により知り得た情報は、業務終了後も漏洩してはならない。
- (3) 本業務によって得た資料は、新宿区の承諾を得ることなしに使用することができない。
- (4) 事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに区に速やかに報告すること。
- (5) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (6) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (7) 本業務の履行にあたって、受託者は新宿区環境マネジメントの取組に協力すること。
- (8) 受託者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。

10 その他

- (1) 受託者は、受託業務を円滑に遂行するために、従事者のうちから作業現場の業務執行上の責任者を配置し、業務の執行管理及び他の従事者の管理指導に当たること。
また、受託者は、本業務に従事する者の一覧を作成し、新宿区に提出すること。
- (2) 受託者が業務履行中に、故意又は過失により、新宿区又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担で損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、新宿区と受託者が協議のうえ決定するものとする。

11 問い合わせ先

新宿区環境清掃部環境対策課環境計画係

TEL：03-5273-3763